

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 進 藤 晃

財政援助団体等監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、下記のとおり公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知して下さるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象			監査の期間	監査委員 聴取日
施設等の名称	団体名	所属部局		
酒田市体育館 国体記念体育館 飯森山多目的 グラウンド	公益財団法人 酒田市スポーツ協会	教育委員会 スポーツ振興課	5月19日～ 6月30日	6月17日

2 監査の範囲

令和3年度の指定管理に係る団体の出納その他の事務の執行状況及び所管部局の事務執行状況

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった出納その他の事務の執行等については、次のとおり指摘すべき点が見受けられたので改善されたい。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促したので省略した。

## 【指摘事項】

指定管理料の上限額について（教育委員会スポーツ振興課）

酒田市体育館、酒田市国体記念体育館及び酒田市飯森山多目的グラウンドの指定管理者の管理運営に関する仕様書第3-1に指定管理料の上限は、年額46,046千円（消費税及び地方消費税を含む。）とすると規定されているが、令和3年度当初の年度協定では指定管理料が48,200,900円となっており、この上限額を2,154,900円超過している。また、この上限を超過することに伴う包括協定の変更も行われていない。

今後は、酒田市指定管理者制度事務取扱基準にのっとり、適正な事務処理をすること。

利用料金の承認手続について（公益財団法人酒田市スポーツ協会）

（教育委員会スポーツ振興課）

市体育館、国体記念体育館及び飯森山多目的グラウンドの利用料金については、酒田市体育施設設置管理条例（以下「設置管理条例」という。）第17条第2項の規定により、設置管理条例に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとしているが、この手続を経ないまま利用料金を徴収していた。

設置管理条例にのっとり、適正に行うこと。